

# 女子高等教育機関における情操教育について

戸 田 忠 一

## 目 次

1. 序言
2. 戦後の女性教育における若干の問題点
3. 性と純潔の問題
4. 子供の出産の問題
5. 子供の教育の問題
6. 若干の改善提言

## 1. 序 言

女子短大で教育を担当する一人として、日頃感じていることがある。女子短大に限らず広く一般に女子の高等教育機関では、立派なカリキュラムによって教養や文化、専門科目さらには希望者には生花、茶道の作法までが教授されたりするが、情操的な面、処世道德の面が余り顧みられていないような気がする。これでよいのかと思う。

わが国では、戦争前までは、高等女学校では「良妻賢母」の育成と言う教育理念があった。その理念には女性に対する人間としての尊厳認識が欠けており確かに不十分なものであり、今日これをもって来る訳にはいかないが、<sup>(1)</sup> ともかく戦前そこには一定の教育理念があり、実践されていた。それに対し今日の女子高等教育では、かつてのものに匹敵する確固たる教育理念はないようである。民主主義による人間人格の尊重、男女平等の理念などがあげられようが、女性が世に出てどう生きるべきか、特に性差を考慮にいれた具体的な指導理念を与えていないように思われる。

戦後社会の大変革のため、社会の制度やしきたりが180°変わった。新しい民主主義の理念により過去の悪い面が打ち破られ、改善された事柄も多いが、反面、新理念が定着せず、新しいしきたりが確立されないままに、古い制度などで守られてきた大切なものが失われて憂うべき状況が生じている面が少なくない。

以下には、戦前戦後の比較において良くなった点は暫くおき、反って悪くなった面、緊急に対処すべきと思われる問題を指摘し、これが対策の必要について、人々の注意を喚起したい。

## 2. 戦後の女性教育における若干の問題点

それでは、戦後における女性の情操・道徳教育上の欠陥ないし問題点は、どんな点にあるだろうか。幾つかの問題点が指摘できるが、ここでは次の3点にしぼってかんがえてみたい。

- (1) 性および純潔に関する教育の不十分。
- (2) 子供の出産を人為的に調節することの意義を考えさせる教育の不十分なこと
- (3) 今日の社会に一般的な少子家族における子供の教育（子育て）の問題点に関する教育の不十分なること

以上の3点は、性、出産、および子供教育という、いずれも個人および社会の基本的事項であって、これらの事柄について問題発生の基本的原因は何かが問われなければならない。性の乱れ、純潔の軽視、出産の人為的統制・制限および少子家族における子供の過保護の問題が生じているが、それは、結局自然の摂理、長年人類が築いてきた慣習を軽々に無視して、人間の自己統制力を過信し、人間の享楽や一時的利益を優先する考え方に基ざっている。これらの問題を解決するには、目先の楽しみや利益を第一とする考えを捨て、苦しみも多いが自然の摂理を謙虚に受け入れ過去の慣習でもよいものは保存し、それを守ることが必要と思われる。

以下には、上にあげた3つの問題点について順次検討していくことにしたい。

## 3. 性と純潔の問題

今日の女性教育の問題点の第一は、「性の解放」的風潮、すなわち性行為の尊厳性を確固として定立せず、それを単なる肉体的欲望満足行為とする態度を黙過する風潮である。

人間の性行為は、男女の肉体が愛において結合するだけでなく、心身ともに完全に一致する全人格的結合でなければならない。心身ともに、という時、男女の一方または双方が他方を楽しみ的手段として用いるのではなく、一致結合に伴う全ゆる苦労や難儀をも同時に引き受け合う精神的覚悟を伴う。こうした心身一致の結合によってこそ、出産、養育にも責任がもてるのである。出産、育児は勿論喜びの面もあるが、困難な仕事であって単なる享乐的結合によっては、その重荷を負うのに耐えきれない事柄である。

性行為は、以上のような内容と結果を持つので、それは結婚によってのみ認められるものである。結婚外の性行為では、その本質を具備しておらず、その責任を負うことは出来ない。

以上のように性行為は結婚した夫婦の間だけに認められるとすると、結婚前及び結婚外にそれを行うことは許されない。ここに「貞操」の重要性が出てくる。この貞操の観念は、戦前厳格に守られていたとはいえないが、女性については社会が要求した事柄であった。（男性に対して貞

操の要求は、女性の場合に比し緩く、問題であった）それは、結婚外の性行為でも、出産を来し、その重荷は一に女性が負うことになる。そうした被害を女性にかけないようにする仕組みとして、「貞操」を守ることが求められたといえる。貞操を守るために、男女七才にして席をおなじゅうせずとか、男女別学制などがとられた。

戦後は、性行為や「貞操」の意義に対する認識がぼけてしまい、「人間の尊厳」に基づいて、自由意思の行使と、その結果に対する自由な責任の負担という考え方から、「性行為」を簡単に認め、また行方風潮が生じた。社会的仕組みとしての抑制も緩まった。また女性を享楽の対象として扱うポルノ等が横行し、徒らに人々を誤りへと刺激している。

その結果生じている現象は、若い女性（特に十代の女性）が異性交際の境界を踏み外して性交にまで及び、その結果生じる妊娠中絶の増加である。<sup>(2)</sup>

分別力の弱い中学、高校生に、これが生じており、大学生にはそれ程ではないようであるが、大きな問題である。中絶に伴う本人の肉体的・精神的痛手は、極めて大きい。相手方及び双方の両親に対する打撃も少なくない。こうした問題の発生は、異性交際（デート）という新しい社会関係のルールが確立せず、またそれを認識しないまま、それが進行する結果である。問題は、若い女性の一部の事柄ではあるが、決して軽視できるものではない。性行為の医学的、生理学的説明、教育だけでなく、そのもつ道徳的意義、すなわちそれが精神と肉体を合わせた両性の結合であること、及びそれから生じる産児と養育は、夫婦関係、家族関係の成立をまっぴらのみ十分対処できることを教え、純潔を守らせることが緊急の問題である。また、新しい時代にあった異性交際（デート）のルールの確立が緊要である。<sup>(3)</sup>

#### 4. 子供の出産の問題

第二の問題は、産児の問題である。女子大生が卒業、就職して後、その大多数は結婚し子供を出産する。この出産にかんする考え方について、戦前と戦後は、大いに異なっている。

戦前においては、子を宿し産むことは、天からの授かりものであって、人為的にコントロールすべきものではなかった。性行為における両義性、すなわち両性の愛による結合の意義と、それによって生じる子供の出生の意義とは分離できないものであり、愛の結合のみを行って子供の出生を否定（妊娠中絶、間引き）することは、犯罪とされた。しかるに、戦後は優生保護法によって、性行為の両義性は分離され、経済的貧困や生理学的困難が予測される場合は、一定の条件下に、中絶が認められることになった。すなわち、子供の出産は、天からの授かりものではなく、人間が必要に応じて抑制し、コントロールすることが許されるようになったのである。

産児に関する、戦前と戦後におけるこの考え方の変化は、「産児」が特に女性に対する重い負担とくびきであったことへの反省によってもたらされた。戦前において、産児調節の知識や方法

が未発達のまま、次々と生まれる子供に対し、特に貧困な家庭は経済的悲慘に苦しんだ。また、貧困家庭に限らず、一般に女性にとって産児は、生理的にかなり重い負担を伴うものであり、場合によっては命が危険になることもある。さらに出産後の育児の重荷も大部分女性側の負担である。こうした産児に伴う女性の負担を軽減すべきであるとの考えが、産児調節の医学技術の向上、国家の人口政策と合わさって、戦後の「産児」に対する考え方が生じたのである。さらに、この考え方の底流には、好ましくない現象や結果（多児出産による貧困の増幅）をなくするために、産児という天の摂理的事項についても、人為的対策で対応していくという考えがある。自然現象や動物を人為的にコントロールする考えが、人間生活の基本にまで及ぼされているのである。

産児に関する戦後の改革と、それに経済発展が重なって、貧困多子家庭の悲慘はなくなった。戦前、禁止下に為された闇中絶も減り、母と子の生命保護も向上した。しかし、反面「産児」という根本現象を人為的に処理することに伴う新たな問題が生じている。合法的といっても中絶による胎児の処理は、生命の殺害に当たる。胎児を宿した母親にとって、中絶は精神的陰影を与え、罪悪感をもたらす水子供養の現象を生んでいる。また産児調節中絶の容易化は、次章で取り扱う「少子家族における家庭教育問題」の大きな原因となっている。

ところで、今日経済大国になり、一般庶民の生活も豊かになった我国で、今なお「経済的貧困」の故に中絶を認める必要があるのだろうか。胎児を殺す中絶による道徳規範への違反という苦しみと、子沢山による家庭貧困の苦しみと、いずれが耐えやすいか、利害の比較ではなく、本質的に省察すべき問題でなかろうか。また、産児という女性のみが行える偉大な働きの意義が、女性に十分納得され、誇りとされなければならない。こうした問題を、いずれは妻となり母となる女性に対して学校においても、予めよく考えておくよう指導すべきではなかろうか。

## 5. 子供の教育の問題

両親が生んだ子供は、単に生むだけでなく、適切に養育し、教育しなければならない。その教育の問題に関しても、戦前と戦後は大いに異なっている。

戦前は、既に述べたように中絶、堕胎は許されなかったので、多子家族が多かった。そして個々の家族のみでなく、国や、社会も貧しかったので、教育の機会も少なく、教育を受けさせる経済的余裕も乏しかった。多くの子供は、初等教育で教育を終わり、働いた。更に女子の教育機会や教育内容は男子のそれより狭く制限されていた。そこでの問題は、多くの子供は、受けたくても十分な教育が受けられなかったこと、及び母親は貧困と苦難の中で、多子養育に追われたことである。

しかるに戦後はどうか、豊かな日本社会の家族は少子が特徴である。産児調節（避妊や中絶）の方法によって、少なく生んで、丁寧に育てることが一般化している。そこでは家族は経済的豊

かさの中に生活しているが、反面、母親の育児ノイローゼ、子供への過保護、しつけの低下、一人っ子問題が生じている。

今日の日本では、平均兄弟数は、2.2人といわれ、極めて少ない。子供には兄弟葛藤あるいは兄弟相互の切磋琢磨の経験が少ない。今日の子供は競合や対決や軋轢を体験せず、苦しみを耐えることなく、両親の愛情一筋に生きてきたため、我が儘で、それが通らないと回避したり、挫けてしまったり、場合によっては暴力的破壊行為に出たりする。家庭の中で社会的訓練が行われない状況の結果である。<sup>(4)</sup>

兄弟葛藤の不足のほかに、少子家族の子供教育で生じてくる問題は、そこでの父親不在（会社人間のため）、母親の過保護、及び受験戦争の問題である。このうち、母親の過保護についていうと、数少ない子供に望みを託し、子供の生活のすみずみまで管理しようとするため、それによって依存的な「甘え人間」、確固とした自我を持たない、しらけた「ふぬけ人間」を作る可能性が少なくないことである。<sup>(5)</sup>

少子家族における子供の教育はどうあるべきか。対策の名案はないようである。先にあげた出産問題で、人為的制限や中絶を改めれば、自ら多子家族に移行し、一人っ子問題は一部解決されるだろう。また、少子家族でも例えば母親が過保護を警めて、一時的にボランティア活動等で家庭の外に出て社会参加を行うこともよいとされている。<sup>(6)</sup> その他、父親の子供教育への参加を促すことも一法である。

少子家族に伴う問題は、効率の追及によって、知識や記憶力には優れているが、障害に遭うと反発力に乏しい人間、部分的力は優秀だが、全人的に欠ける人間を作り出すという欠点を持ち、これを改めることは現代の家族、特に母親が真剣に取り組むべき課題であろう。

戦前、戦後の家庭教育の比較を別の言葉でいえば、戦前のそれは「貧」に対応する教育、すなわち『貧しても鈍してはならない』ための教育であった。三世代家族のような大家族の中で、貧しいながら、生きていくため自然に助け合うことを覚えた。そうせざるを得なかったのである。

ところが、戦後の今は、我国始まって以来の「豊かさ」の中で、少子の核家族が、素直で知識教育は豊富だが、助け合うことを学ぶ機会が少ない子供を育てることになった。

戦後のこの問題は、参考文献にあげた放送大学テキストの著者である各権威者が一致して指摘している、大きな問題である。我々の社会は、こうした状況を過去に経験したことがなく、対応に戸惑っている事態である。

## 6. 若干の改善提言

以上、現在の女性、妻及び母親の抱える3つの問題を、戦前との対比において取り上げ、それに対する反省点を述べた。

性道徳、純潔、子供の出産（産児）及び子供の教育の問題は、人間の倫理、社会、国家の構造の基本に関係しており、その問題の検討は宗教・哲学、倫理学、社会学、人口論、政治学、経済学、生理学、医学など多方面から行われる必要があり、従ってその考え方、判断にも、それぞれの立脚点によって異なってくるのが予想される。性、出産、子女教育のような根本的問題についていろいろな考え方があるものであり、これらを参考にして、最終的に対処の仕方を決めるのは、女性各個人である。どれかひとつの見方に立つ考え方を正しいとして、押し付けることはできない。

しかし、現在の状況は問題点が余りにも不明瞭のままである。若い女性に対し、家庭も学校も、問題を十分に知らせず、あるべき考え方を提供していない。その結果、問題がより深刻化しつつある。

このような傾向を改めるため、既に述べてきた事項をもう一度まとめて列挙し、これの指導に進むべきことを、私の提言としたい。

#### (1) 性行為（夫婦行為）の全体性

性行為は、夫婦間の愛による心身ともの全一的結合である。単なる肉体的結合ではあり得ない。心身を含む結合であって初めて、次に述べる産児責任を全うすることができる。夫婦関係以外の性行為は認められない。従って人々は貞潔を守らなければならない。

#### (2) 夫婦行為の二義性と、産児調節（中絶）の問題性

夫婦行為は、夫婦の愛的結合の意義を有すると共に、子供出産の意義を有している。この二義は不可分であり、切り離すことはできない。「産児」については、生理的、経済的側面からだけでなく道徳的、宗教的側面からの考察が不可欠である。

#### (3) 少子家族における子供の教育

少子しか恵まれない両親は、子供が全人的人間に成長するよう、あらゆる工夫を凝らして教育するべきである。

#### (注)

##### (1) 金森とし枝・藤井治枝

『女の教育 100年』三省堂 昭和52年 p.54

小松原文相の高等女学校長会での訓示。

『女子の教育は主として良妻賢母を作るに在り、忠孝の道を弁え婦道を修め、常識を養成し、家政を料理するに適せしむるを以て最高の目的とすべく、特別の事情ある者を除きては、漫に都会に遊学し高尚の学芸を修むるの必要を認めず……』

なお、次も参照。

鹿野政直・堀場清子

『祖母・母・娘の時代』岩波書店 昭和60年 p.62

『高等女学校は一般に、“奥様”の養成を主眼としました。そのときもちだされたのが、“良妻賢母”というスローガンでした。そこには、女性は社会で活躍するのではなく、結婚して家庭に入るべきだとする思想と、家庭に入った場合、夫によくつくし、立派な子供、つまり未来の国民を育てるのを天職とすべきだとする思想が、混ざり合っています。女性の役割を、妻と母であることに限定しよう

としたのです。授業時間の多さでは、国語とならんで裁縫が群を抜いていました。

(2) 上田 基

「十代の四季：産婦人科医からみた思春期の性」ミネルヴァ書房 昭和63年

なお、「女子高校生の妊娠—その実態と問題点：弘前大学医学部産科婦人科学教室，片桐清一」（教育基礎情報調査会編：教育アンケート収録年鑑1986年版第4巻 健康・保険，主婦の科学社，1986）によると，青森県の女子高校生の性交経験者は推計によると，県内女子高生の5～6％に達するということである。

(3) 森岡清美・望月 嵩

「家族関係」放送大学教育振興会 昭和62年 p.89～98

(4) 深谷昌志

「児童観」放送大学教育振興会 昭和61年 p.119

(5) 山村賢明

「家庭教育」放送大学教育振興会 昭和60年 p.112～119

(6) 山村賢明

上掲書 p.118

### 参考文献

- ① 「日本婦人問題集成：第4巻＝教育」 ドメス出版，1977
- ② 教育基礎情報調査会編  
「教育アンケート収録年鑑，第4巻健康・保険」 主婦の科学社，1987
- ③ 放送大学テキスト
  - a. 山村賢明 「家庭教育」1985
  - b. 深谷昌志 「児童観」1986
  - c. 森岡清美，望月嵩 「家族関係」1987
- ④ カトリック教会ローマ教皇の回勅
  - a. Pius 11世「On Christian Marriage」1930
  - b. Paul 6世「On Human Life」1968
  - c. John Paul 2世「On the Christian Family」1981